3　この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条関係）

4　この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第五条関係）

5　日本国及びヨルダン・ハシェミット王国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質等が置かれ又は用いられる施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。（第六条関係）

6　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びヨルダン・ハシェミット王国は、核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。日本国及びヨルダン・ハシェミット王国は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され又は再移転されない。（第八条関係）

8　この協定の適用を受ける核物質は、ヨルダン・ハシェミット王国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。（第九条関係）

9　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。（第一〇条関係）

10　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所によって正当になされた裁定は、最終的なものとし、両締約国政府を拘束する。（第一一条関係）

11　日本国政府又はヨルダン・ハシェミット王国政府は、この協定の一定の規定に対する違反をする場合、核爆発装置を爆発させる場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第一二条関係）

12　この協定は、両締約国政府の書面による合意によりいつでも改正することができる。（第一四条関係）

13　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、二〇年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ五年の期間、自動的に延長される。協力の停止又はこの協定の終了後においても、一定の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。（第一五条関係）

14　附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

政　令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は減価償却資産」を「、減価償却資産又は総所得金額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　利子所得の金額、配当所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額　それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額をいう。

第一条第三項中「連結完全支配関係」の下に「、「連結法人」」を加え、「第十四号まで、第十六号から」を削り、「、連結完全支配関係」の下に「、連結法人」を加える。

第十二条の次に次の四条を加える。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二　法第十条の二第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物及びその附属設備の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

2　法第十条の二第一項の表の第一号の第五欄に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　延べ面積が千五百平方メートル以上であること。

二　地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。

三　建築物整備事業（法第十条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる建築物整備事業をいう。第七項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この号及び次号において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

四　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。